

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	物価高騰対応生活支援給付金給付事業	①物価高が续く中で、その影響を受けている全市民に対して、利便性の確保と速やかな支援が可能となる現金給付により、生活者に対する食料品の支援を実施する。 ②給付金及び事務費 ③給付金 927,120千円(＠5千円×185,424人) 事務費 151,066千円(消耗品費629千円、郵便料等42,960千円、委託料105,986千円、人件費1,491千円) ④市民(令和8年2月1日時点で住民登録をされている者)※世帯主に世帯分の給付金をまとめて支給	R8.1	R8.4以降
2	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	民間保育所等の副食費にかかる補助事業	①物価高騰の影響により、給食の材料費が高騰していたことから、民間保育所等が副食費を500円の値上げすることとしたため、民間保育所等へ副食費等の値上げ分を補助し、保護者の負担抑制を図る。(教職員等分を除く) ②民間保育所等への副食費値上げ相当分の助成に係る補助及び交付金 ③9,300千円【500円×1,550人×12カ月】 1,574人:民間保育所(25園)に通う市民 138人:認定こども園(3園)に通う市民 86人:市外保育所等(26園)に通う市民 ※計1,800人の対象児童のうち、既免除者(250人)を除いた1,550人 ④民間保育所25園、認定こども園5園、市外保育所等26園 計56園	R7.4	R8.3
3	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	公立保育所の給食材料費にかかる補填事業	①物価高騰の影響により、給食の材料費が高騰していたことから、公立保育所の給食費の賄材料費の高騰分を補填する。(教職員等分を除く) ②公立保育所の賄材料費高騰分 ③998千円 令和5年度実績37,870千円に対する令和6年度実績(見込み)38,868千円の増額分998千円(約2.64%) ④公立保育所5園	R7.4	R8.3
4	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	緊急経済対策特別利子補給金	①物価高騰により影響を受けた中小企業者に対する支援として、市融資制度による緊急経済対策を行う。 ②緊急経済対策特別利子補給金 ③51,900千円小田原市中小企業小口資金の融資を受けた者に対し、年間上限50万円、最大3年間の利子補給を実施 ④市内中小企業事業者	R7.4	R8.3
5	⑥地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	路線バス等移動手段確保維持対策事業(令和7年度当初予算分)	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた利用者の減少等により現状維持が困難となっている交通事業者に対する支援を実施するとともに、地域のニーズと実情に応じた移動支援策の実証事業を実施することで、公共交通不便地域において、これまで通り交通手段を確保するとともに移動に係る負担の軽減を図る。 ②需用費、役務費、委託料、補助金 ③74,628千円 (内訳) 4,008千円 助成券郵送料 3,869千円 助成券印刷・封入封緘 3,330千円 タクシー運行委託料:片浦地区 (8,160円/時×4h×1台×週2日×51週) 63,421千円 路線バス・タクシー共通助成券 56,528千円:70歳以上・運転免許証非保有者分 6,893千円:妊婦分 ④事業実施対象地区在住の70歳以上の運転免許証非保有者と妊婦	R7.4	R8.3
6	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	学校給食にかかる物価高騰分保護者負担軽減事業	①価格高騰分を加味した令和7年度の学校給食材料費の1食単価が答申されたが、保護者負担額が増ならないよう市費で補填する。 ②学校給食材料費のうち物価高騰分(教職員等分を除く) ③166,267千円 イ)小学校:98,918千円 ロ)中学校:67,257千円 ハ)幼稚園:92千円 ④保護者	R7.4	R8.3
7	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援	生活保護利用者に対するエアコン設置費助成事業	①生活保護利用世帯のうち、生活保護制度等によるエアコン購入費用の支給を受けることができない、また、エアコンを自費で設置することができない世帯に対し、当該費用の助成を実施することで、熱中症を予防するとともに、物価高騰下におけるエネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている生活保護利用世帯の経済的負担の軽減を図る。 ②需用費、役務費及び負担金補助及び交付金に対する経費 ③24,291 設置費補助金 :24,000千円 @10万円×240世帯分 封筒代(一斉発送用): 37千円 @18.5円×2,000世帯分 (決定通知用): 4千円 @18.5円×240世帯分 コピー用紙代 : 2千円 @279円×1.1×5㎡ 切手代(一斉発送用): 192千円 @96円×2,000世帯分 (決定通知用): 24千円 @96円×240世帯分 振込手数料 : 32千円 @120円×1.1×240世帯分 ④エアコンが未設置または使用不可の住宅に居住する、次の条件を満たす生活保護利用世帯 (1)生活保護制度によるエアコン購入費用の支給を受けることができない世帯 (2)社会福祉協議会からエアコン購入費用に係る貸付を受けていない世帯 (3)福祉事務所がエアコン購入費用を必要と認める世帯	R8.1	R8.3
8	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	高齢者施設等物価高騰対応支援金事業	①電気・ガス料金や食料材料費等が高騰し、高齢者施設等の運営を圧迫している状況を踏まえ、利用者への負担軽減が発生しないよう、市内高齢者施設等に対する補助を行う。これにより、安定的な介護サービス基盤の維持に加え、必要な介護サービスの質の低下を防ぐことが見込まれる。 ②高齢者施設等に係る燃料費・光熱水費・食材費の高騰額に相当する経費に係る補助金 ③31,281 (入所) 23,653千円 @7,000×3,379人分(定員数) (大規模) 2,544千円 @53,000×48事業所(事業所数) (小規模) 1,829千円 @31,000×59事業所(事業所数) (訪問) 3,255千円 @21,000×155事業所(事業所数) <単価の設定> 令和5年4月時点 消費者物価指数 105.1 物価上昇率 令和7年4月時点 消費者物価指数 111.5 (106.1%) ④令和8(2026)年1月1日以前に指定種から指定を受け、申請時においても休業・廃業の届け出がされていない市内高齢者施設等を運営する法人。	R8.1	R8.3

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
9	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	障がい福祉施設等物価高騰対応支援事業	①電気・ガス料金や食料品価格等や物価の高騰により、障がい福祉施設等の運営に係る経費が増大している状況を踏まえ、利用者への負担軽減が生じないよう、市内障がい福祉施設等へ支援金を支給する。これにより、安定した障害福祉サービス基盤の維持に加え、必要な福祉サービスの質の低下を防ぐことが見込まれる。 ②障がい福祉施設等に係る燃料費・光熱水費・食材費の高騰額に相当する経費に係る補助金 ③11,040 令和5年度前期の給付単価を基準に物価上昇率を乗じ、対象期間を3か月とする。 5,733,000円 = 7,000 × 819人分 (入所系) 3,627,000円 = 31,000 × 117事業所分(通所系) 1,680,000円 = 21,000 × 80事業所分(訪問系) <単価の設定> 令和5年4月時点 消費者物価指数 105.1 物価上昇率 令和7年4月時点 消費者物価指数 111.5 (106.1%) ④令和8(2026)年1月1日以前に指定権者から指定を受け、申請時においても休業・廃業の届け出がされていない市内の障害福祉施設等を運営する法人。	R8.1	R8.3
10	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	民間保育所等電気・ガス料金高騰対策事業	①物価高騰の影響により、保育所等の冷暖房や給食調理に必要な電気・ガス料金が高騰しているため、利用者に負担軽減が生じないよう、民間保育所等に対し電気・ガス料金の一部(利用定員毎に設定した額)を支援する。これにより、安全・安心な保育環境を維持、保育の質の低下を防ぐことができる。 ②需用費(電気料・ガス料金) ③1,170 利用定員・施設数:物価上昇見込額※:予算額 161人以上:1:60千円:60千円 100人以上160人以下:11:50千円:550千円 20人以上99人以下:21:20千円:420千円 19人以下:14:10千円:140千円 ※消費者物価指数:令和5年4月105.1、令和7年4月111.5 令和7年度の物価は、令和5年度と比較して6.1%上昇と仮定する。 ④対象施設 民間保育所等47施設 保育所26園、認定こども園5園、小規模保育事業13施設、 子ども子育て支援新制度移行幼稚園3園 事業時期:令和8年1月～令和8年3月	R8.1	R8.3
11	⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	地域公共交通事業者運行等支援事業	①物価高騰の影響を受け、単独での維持が困難となったバス路線の公共交通事業者(路線バス)に対して、運行に対する支援を行うことで、公共交通を維持・確保する。 ②補助金 ③12,609 ア 国府津駅～橋団地(神奈川中央交通(株)) 2,809千円 ※(運行経費(16,852千円)－運賃収入(11,234千円))×1/2＝補助額(2,809千円) イ 小田原駅～石名坂(箱根登山バス(株)) 9,800千円 ※ 運行経費(22,316千円)－運賃収入(6,931千円)－県等補助(5,585千円)＝補助額(9,800千円) ④【対象路線】 ア 国府津駅～橋団地(小田原市・二宮町) (神奈川中央交通(株)) イ 小田原駅～石名坂(小田原市・真鶴町) (箱根登山バス(株))	R7.4	R8.3
12	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	小・中学校施設維持・管理事業	①電気料の高騰により、小・中学校の電気料(栃湖南電力と電力需給契約を締結)が前年度と比較して大幅に増加していることから、増額分を支援する。 ②需用費(電気料) ③15,096 A:令和7年度(見込)B:令和6年度(実績)C:差引(不足額) 小学校 A:106,056千円 B:93,597千円 C:12,459千円 中学校 A:33,759千円 B:31,122千円 C:2,637千円 合計 A:139,815千円 B:124,719千円 C:15,096千円 ④市立小中学校(36校)	R8.2	R8.3
13	③消費下支え等を通じた生活者支援	特殊詐欺対策電話機器購入費補助事業	①物価高騰下における消費下支え等を通じた生活者支援として、防犯意識の高まりを踏まえ、70歳以上の市内在住の高齢者を対象に、迷惑電話防止機能が付いた電話機器の購入費補助を実施することで、防犯対策強化を支援する。 ②負担金補助及び交付金(迷惑電話防止機能付電話機器購入補助に対する経費) ③300 6,000円 × 50人分 ④70歳以上の市内在住の高齢者	R7.4	R8.3
14	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	物価高騰対策指定管理者支援事業	①昨今の物価高騰の影響により、市内指定管理施設の適切な管理運営を行うために必要な電気料金に不足が生じることから、指定管理者に対し、電気料金の高騰分に相当する額の指定管理委託料の補てんによる支援を行う ②指定管理者に対する指定管理料 ③16,500 ※対象施設における令和5年度補填実績等を踏まえた合算 ④市内指定管理施設指定管理者(一部を除く) (対象施設) 小田原市総合文化体育館、小田原テニスガーデン、城山陸上競技場、小峰庭球場、小田原駅東口図書館、おだびよ子育て支援センター、梅の里センター、曾我みのり館、フラワーガーデン、こどもの森公園わんぱくランド等	R8.2	R8.3
15	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	児童発達支援事業所給食食材費支援事業	①食料品価格等の物価高騰の影響を受けている児童発達支援事業所の給食材料費について支援することにより食材の量と質の低下を防ぐ。(教職員等分を除く) ②児童用給食材料に対する経費 ③69千円 @10円×6,900食分 ④児童発達支援事業所	R7.4	R8.3
16	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	商店街団体等電気料補助事業	①商店街では、地域防犯等の公共機能を担う街路灯等の維持管理を行っているが、電気料金の高騰により負担の増加に直面していることから、公共機能を継続するため、既存の電気料補助金に高騰分の一部を上乗せして補助する。 ②商店街が所有し維持運用する街路灯等に要する電気料に対する補助金 ③1,900千円 1,247千円:年間電気料(実績見込額)×22%(LED上乘せ分) 653千円:年間電気料(実績見込額)×25%(非LED上乘せ分) ④市内商店街組織で街路灯、アーチ、アーケードを維持運用する団体	R7.4	R8.3
17	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	基幹病院機能体制確保支援事業	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を特に大きく受けている県西地域の基幹病院に対し、診療報酬で賄うことができない物価高騰による費用増に対する補助を実施することで、救命救急センターや地域周産期母子医療センター等の機能を継続するための体制確保を支援する。 ②給食材料費及び光熱費に対する経費 ③給食材料費 25,000千円(R6実績と比較した増額見込み) 光熱費 15,000千円(R6実績と比較した増額見込み) ④小田原市病院事業(小田原市立病院)	R7.4	R8.3

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
18	②物価高騰に伴う低所得者世帯・高齢者世帯支援	高齢者エアコン購入費等助成事業	①物価高騰の影響下において、経済的理由によりエアコンの設置が困難な熱中症リスクの高い高齢者にエアコンの設置に要する費用を助成し、熱中症予防を図るとともに、エアコン設置状況の訪問調査に併せて生活状況も把握し、必要に応じて支援に繋げる。 ②エアコン購入費(消費税、リサイクル料等含む。)、設置工事費(エアコン故障の場合は撤去費用を含む。)、修理費 ③8,000千円 @100,000千円×80世帯 ④エアコンが設置されていない(故障して稼働しない場合を含む。)住宅に居住する次の条件を満たす世帯 (1) 65歳以上の高齢者がいる世帯 (2) 住民税非課税世帯、かつ、他の住民税課税世帯に扶養されていないこと。 (3) 世帯全員の資産(預貯金等の合計額)が一定額以下であること。 (4) 生活保護制度による冷房器具購入費用の支給を受けることができないこと。	R8.3	R8.4以降
19	②物価高騰に伴う低所得者世帯・高齢者世帯支援	障がい者エアコン購入費等助成事業	①物価高騰の影響下において、経済的理由によりエアコンの設置が困難な熱中症リスクの高い障がい者にエアコンの設置に要する費用を助成し、熱中症予防を図るとともに、エアコン設置状況の訪問調査に併せて生活状況も把握し、必要に応じて支援に繋げる。 ②エアコン購入費(消費税、リサイクル料等含む。)、設置工事費(エアコン故障の場合は撤去費用を含む。)、修理費 ③2,000千円 @100,000千円×20世帯 ④エアコンが設置されていない(故障して稼働しない場合を含む。)住宅に居住する次の条件を満たす世帯 (1) 重度障がい者がいる世帯 (身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級) (2) 住民税非課税世帯、かつ、他の住民税課税世帯に扶養されていないこと。 (3) 世帯全員の資産(預貯金等の合計額)が一定額以下であること。 (4) 生活保護制度による冷房器具購入費用の支給を受けることができないこと。	R8.3	R8.4以降
20	⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	路線バス等移動手段確保維持対策事業(令和7年度3月補正予算分)	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた利用者の減少等により現状維持が困難となっている交通事業者に対する支援を実施するとともに、地域のニーズと実情に応じた移動支援策の実証事業を実施することで、公共交通不便地域において、これまで通り交通手段を確保するとともに移動に係る負担の軽減を図る。 ②需用費、役務費、補助金 ③60,254千円 (内訳) 2,109千円 助成券郵送料 1,410千円 助成券印刷製本費 56,735千円 路線バス・タクシー共通助成券 ④事業実施対象地区在住の70歳以上の運転免許証非保有者と妊婦	R8.3	R8.4以降